

告 示

埼玉県告示第七百九十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

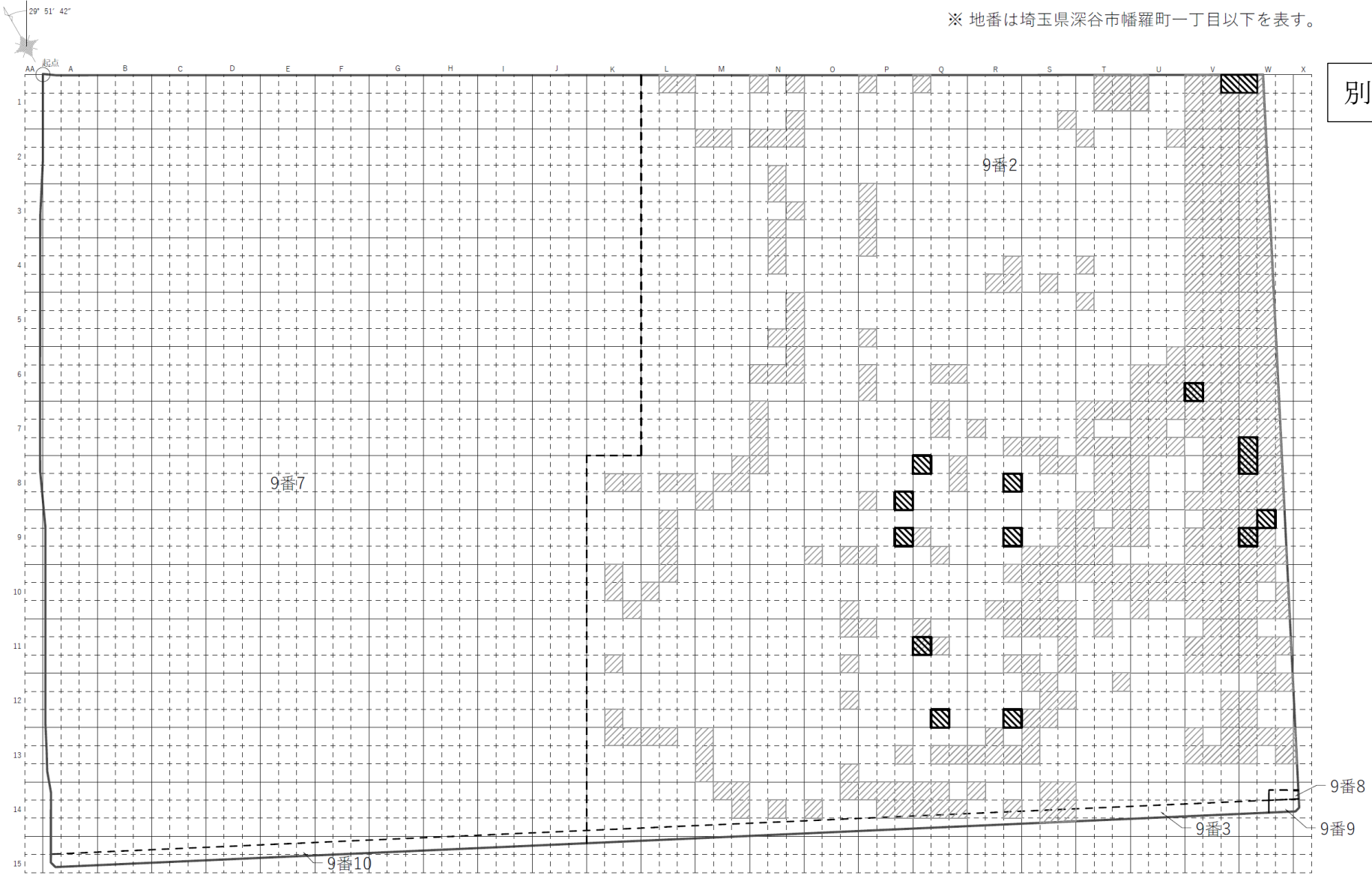
令和四年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

※ 地番は埼玉県深谷市幡羅町一丁目以下を表す。

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆界
- 30m格子
- 単位区画
- 既往指定区域_形質変更時要届出区域
- 新たに形質変更時要届出区域に指定される区域

【起点】 埼玉県深谷市幡羅町一丁目9番7の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
(平成28年8月26日告示に係る既往調査時の起点と同位置)

【格子の回転角度】 29° 51' 42"
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。

